

## 久米島町空き家・空き地バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、久米島町における空き家・空き地(以下「空家等」という。)の有効活用を通して、移住定住促進による地域の活性化を図るため、空き家・空き地バンク制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していないもの(近く居住しなくなる予定のものを含む。)建物をいう。
- (2) 空き地 居住を目的として建物を建築することができ、現に使用していない土地及び空き地となる予定の土地をいう。
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権その他権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・空き地バンク 空き家等の売却、賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、町内への移住・定住等を目的として空き家等の利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)に対し、紹介を行うシステムをいう

(空き家等の登録申込み等)

第3条 空き家・空き地バンクへ物件の登録をしようとする所有者等は、次の書類を町長へ提出して申し込むものとする。

- (1) 久米島町空き家・空き地バンク利用誓約書(様式第1号)
- (2) 久米島町空き家・空き地バンク登録申込書(様式第2号。以下「登録申込書」という。)

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは空き家・空き地バンクに登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 当該空き家等が、前条第1号又は第2号の要件を満たしていないもの
- (2) 空き家等の所有者が、前条第3号の要件を満たしていないもの
- (3) その他町長が空き家・空き地バンクへの登録が適当でないと認めたもの

3 町長は必要に応じて当該申込みのあった空き家等を調査することができる。

- 4 申込者は、前項の調査に協力するものとする。
- 5 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、空き家・空き地バンク登録完了通知書(様式第3号)を申込者に通知するものとする。
- 6 町長は、第2項の規定により登録した情報について、前項の規定による登録完了通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)の住所、氏名、権利関係、連絡先等の個人情報を除き、久米島町移住定住促進情報ポータルサイト「久米島 島ぐらしガイドHP」等に掲載し周知するものとする。

(空き家・空き地バンクへの登録事項の変更)

第4条 前条第5項の規定による登録完了通知を受けた登録者は、当該登録事項に変更があったときは、久米島町空き家・空き地バンク物件登録変更届出書(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録申込書(様式第2号)を添えて速やかに町長に届けなければならない。

(空き家・空き地バンクへの登録取消)

第5条 町長は、空き家等に係る所有者権その他権利に異動があったとき、又は登録者から久米島町空き家・空き地バンク物件登録取消依頼書(様式第5号)により登録取り消しの届け出があったときは、空き家・空き地バンク登録から削除するとともに、久米島町空き家・空き地バンク登録取消通知書(様式第6号)を当該登録者に通知するものとする。

- 2 町長は、第3条第4項の規定による登録の日から3年を経過した場合において、当該登録物件の利用が見込まれないと認めるときは、登録所有者と協議して、当該登録物件を空き家・空き地バンクから抹消することができるものとする。

(利用希望者の利用申込み)

第6条 空き家・空き地バンクの情報の提供を受けようとする利用希望者は、久米島町空き家・空き地バンク利用誓約書(様式第1号)及び久米島町空き家・空き地バンク利用希望者情報シート(様式第7号)により、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による利用登録の申し込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込みを行った者(以下「利用申込者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者に対して登録者の情報をそれぞれ提供するものとする。また、当該登録者の代理又は媒介を行う者があるときには、その者に対しても同様の情報を提供するものとする。

(1) 現に久米島町に居住していない者又は申請日の前日から3年前までに転入した者

(2) 空き家に3年以上定住する意思がある者

(利用希望者の登録要件)

第7条 空き家・空き地バンクの情報を受け、空き家等を利用しようとする利用希望者は、その利用において、次の各号のいずれかを満たしていなければならない。

(1) 空き家等に居住し、地域住民と協調して生活する意志のある者

(2) その他町長が適当と認めた者

(登録者と利用希望者の交渉等)

第8条 町長は登録までの手続を行い、登録者と利用希望者の空き家等に関する交渉及び売買、賃貸等の契約については直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等に関しては、当事者間で解決するものとする。

(成約の報告)

第9条 登録者は売買又は賃貸借に関する契約を締結したときは、久米島町空き家・空き地バンク成約物件報告書(様式第8号)より、速やかに町長に報告するものとする。ただし、媒介業者に依頼している場合は媒介業者による報告に替えることができる。

(個人情報の保護)

第10条 空き家・空き地バンク運用に関する個人情報の取扱いについては、久米島町個人情報保護条例(平成15年07月01日条例第15号)の定めるところによる。

(適用上の注意)

第11条 この要綱は、空き家・空き地バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。